

## 20 地域の実情を反映した農林水産業の振興対策の実施について

農林水産業の持続的な発展に向けて、地域の実情を踏まえた農林水産事業者の経営安定対策の充実強化を図ること。

### 【背景理由等】

農林水産業は、担い手の高齢化や減少、耕作放棄地や放置林の増大、地球温暖化等の影響による魚種、漁場の変化などに加え、輸入農林水産物との価格競争や消費形態の変化などにより販売価格が低迷するとともに、特に海外からの輸入依存割合が高い化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等がロシア・ウクライナ情勢等により高止まりするなど、極めて厳しい状況であり、生産性が高く、競争力に富んだ経営体の育成が急務となっています。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）、欧州連合と我が国の経済連携協定（EPA）、日米貿易協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの国際貿易協定により、我が国の食料の安定供給や農林水産業への影響が懸念されています。

こうした中、国では、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、持続可能な食料システムの構築に向け、CO2ゼロエミッション化、化学農薬・肥料の使用量低減、有機農業の拡大等を目指すこととしておりますが、そのためには、革新的な技術・生産体系の開発及び社会実装が不可欠です。

また、四国地方は農業における生産や販売条件が厳しく、水田のほ場整備率が低い上、中山間地域が多いため、1戸当たりの経営耕地面積が小さいなどの不利な生産条件や大消費地への流通コスト高騰により経営費が全国平均を上回るなどの実情があります。全国一律の制度では、生産継続が困難になる恐れがあることから、中山間地の多さなど地域の実情に配慮した経営安定対策の充実強化を図るとともに、意欲ある担い手の経営力の強化を図る施策の拡充が必要となっています。

漁業については、漁業経営セーフティネット構築事業（燃油・配合飼料）や資源管理・漁業経営安定対策事業が実施されていますが、水産資源の減少や魚価低迷など依然として厳しい状況にあります。

林業・木材産業については、川上から川下までの総合的な取組により、林業の成長産業化を実現するための施策が実施されていますが、依然として続く木材価格の低下等に伴う生産活動の低迷によって、森林荒廃につながるものが危惧されています。

### 【具体的な提言事項】

#### （1）農業の経営安定対策の充実・強化

- ①燃油価格高騰に直面している施設園芸農業者の負担を軽減するため、「施設園芸セーフティネット構築事業」について、当面、補填金支払い時の国の負担割合を引き上げるとともに、事務手続きを効率化・簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- ②肥料価格の急騰による農業経営への影響を緩和するために創設された「肥料価格高騰対策事業」について、事業の継続と十分な予算の確保を図るとともに、事務

手続きを効率化・簡素化し、事務負担の軽減を図ること。

## **(2) 技術・生産体系の開発、社会実装の推進及び国民理解の促進**

「みどりの食料システム戦略」に掲げる農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化、化学農薬・肥料の使用量低減、有機農業の拡大等に向け、技術・生産体系の開発及び社会実装を進めるとともに、国民理解の促進に取り組むこと。

## **(3) 国内農業の再生を図るための支援策の充実**

将来にわたり持続可能な農業に向けて国内農業の再生を図るため、生産性の向上と高付加価値化への支援、新規参入者の就農・定着に向けた受入体制の整備（ソフト・ハード両面をパッケージ化）や夫婦就農を応援する資金の拡充など担い手の確保・定着対策、市場拡大に向けた施策の展開など、競争力を強化する支援策を充実すること。

また、四国地方には小規模な産地が多いことから、施策の実施にあたっては、全国一律の要件ではなく、地方の実態を踏まえた「規模要件の緩和」を行うとともに、十分な予算を確保すること。

加えて、競争力の強化だけでは守ることのできない中山間地域においては、地域政策の視点を重視した支援を行っていくこと。

## **(4) 新規就農者育成総合対策の予算確保及び制度の安定的な運用**

新規就農者育成総合対策については、今後も就農希望者が安心して研修に専念し、就農後に地域の担い手となることを後押しするため、事業の継続や十分な予算を確保するとともに、制度の安定的な運用を図ること。

## **(5) 農業生産性の向上と担い手への農地利用集積のための予算の確保**

経営感覚を持った担い手を育成・確保し、「強い農業」を創出するためには、農地の大区画化や基幹的水利施設の更新等の農業基盤整備事業による農業生産性の向上と担い手への農地利用集積を図ることが必要不可欠であることから、これら施策を積極的に推進するための必要な予算を確保すること。また、補助事業の採択基準において、農地中間管理機構による農地の集積状況を要件とする場合には、中山間地域の多さなど地方特有の課題に配慮すること。

## **(6) 中山間地域の農業者に対するきめ細やかな支援の実施**

中山間地域で農業者が安心して営農できるよう、中山間地域等直接支払交付金の単価の増額や農業水利施設等の保全などへのきめ細やかな支援を行うこと。

## **(7) 地域の農地の利用・保全等の一体的な推進**

地域の農地や農業を守るため、それぞれの地域の実情を踏まえ、地域で合意形成された多様な担い手による農地の有効利用や保全管理に係る取組が計画的かつ一体的に推進されるよう、国の支援施策については、地域の実情に応じた柔軟な制度とするとともに、地域での取組に対する十分な予算を確保すること。

## (8) 農地中間管理機構を活用した農地集積対策の充実・強化

- ①農地中間管理事業については、引き続き担い手への農地集積・集約化の支援に重点的に取り組むため、事業の継続性や制度の安定化を図ること。また、改正された農業経営基盤強化促進法の業務が速やかに実施されるよう、適切な指導・助言を行うとともに、業務量の増加に伴い発生する経費について、新たな地方の財政負担とならないよう、十分な予算措置を講じること。
- ②担い手への農地集積を加速化させるため、借り受けた農地の生産性の向上を図るための土壌改良や簡易な排水対策などに必要な経費を農地の受け手に対して支援するための交付金を創設すること。
- ③中山間地域をはじめとする経営規模が小さい地域においても、きめ細やかな基盤整備を契機とした農地集積が促進されるよう、「農地耕作条件改善事業」における農業者のさらなる負担軽減措置を講じること。

## (9) 水田農業を支える米・麦・大豆等の生産農家の経営安定対策の充実

- ①全国的な米の需給調整が円滑に機能するよう、生産現場の実情を踏まえた対応を行うとともに、米の消費拡大等の出口対策を充実すること。
- ②飼料用米等の新規需要米、加工用米等の生産拡大など、水田のフル活用に向けた取組への支援策を充実すること。

## (10) 果樹・野菜・花き農家の経営安定対策の充実・強化

意欲ある農業者の経営強化に向けた、生産の効率化やコストの縮減、生産・流通・加工の一体化などを進めるため、強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業、果樹経営支援対策事業、収入保険制度、施設園芸等燃料価格高騰緊急対策事業の充実強化が図られるよう十分な財源を確保すること。

## (11) 畜産経営支援対策の充実・強化

- ①畜産農家が将来にわたり希望をもって経営に取り組めるよう、畜産農家の収益性向上に必要な施設・機械や、産地の維持・拡大に必要な食肉処理施設等の畜産基幹施設、防疫拠点となる家畜保健衛生所の整備等に対する支援を充実・強化すること。
- ②海外からの「越境性動物疾病」の侵入防止を徹底するため、国際便が就航している空・海港での対策等による海外からの家畜伝染病の侵入防止や国内におけるまん延防止などの対策を強化すること。
- ③配合飼料価格が高騰していることから、畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格が高止まった場合でも畜産農家の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、「配合飼料価格安定制度」を拡充すること。

## (12) 漁業の経営安定対策の充実・強化

燃油価格等の高騰や水産物価格の低迷等により厳しい経営状況にある中、安定化に向けた経営改善等に取り組むため、漁業における経営安定対策については、

- ①漁業者の大きな負担とならず、漁業共済の加入促進が図られるように、掛金の

さらなる負担軽減について配慮すること。

- ②漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油対策）における補填金支給の発動基準の引き下げや漁業者の積立金負担割合の軽減の継続、加入時期の弾力的な運用、積立金の年度途中での積み増しなど、燃油価格高騰対策を拡大すること。
- ③漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料対策）の継続及び国庫負担基準の引き上げを図るとともに、加入時期の弾力的な運用や積立金の年度途中での積み増しを可能にすること。

### **(13) 林業の経営安定対策の充実・強化と木材利用の推進**

- ①林業の経営安定に向け、森林環境保全直接支援事業については、地域の生産方式や地形条件に応じた助成を可能とするとともに、低コスト化に必要なICT等先端技術の普及や林業機械の導入、路網の整備への支援を強化すること。
- ②木材の需要拡大に向け、CLT（直交集成板）など木材製品の高品質化や低コスト化を図るための加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、木造公共施設をはじめ木造住宅の振興や住宅メーカー等の国産材利用の促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- ③「森林・林業基本計画」で定める2030年の建築用材等に占める国産材の利用割合63%の目標達成と、地方創生を牽引する林業の成長産業化を実現するため、伐採から再造林・保育までの森林サイクルの定着と、「川上」から「川下」までの総合的な対策が実施できる地方の自由度の高い交付金制度を創設すること。

### **(14) 鳥獣被害防止対策の充実・強化**

野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、捕獲活動や、柵の整備など侵入防止対策、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策のさらなる充実・強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。また、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減することなどにより、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進すること。

### **(15) 国内農林水産業に配慮した国際交渉**

経済連携協定など、いかなる国際交渉にあっても、国内農林水産業に与える影響に十分配慮した上で、守るべきものは守る視点で交渉に臨み、必要な国境措置を確保するとともに、交渉内容等について、丁寧に情報提供を行うこと。

### **(16) 物価高騰の影響を受ける生産者の経営安定化**

長期化する燃料、生産資材等の価格高騰による農林漁業者の生産コストの上昇等を生産物の小売価格に適切に転嫁していく仕組みづくりなど環境整備を推進すること。